

マリーナ使用料見直しに係る説明会 ご意見・ご質問と回答

※ご意見・ご質問及び回答については適宜整理して掲載しています。

※同趣旨のご意見・ご質問については集約して掲載しています。

【宜野湾港マリーナ】

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
1	説明会の通知が直前にしか来なかったのはなぜか。	通知が直前になってしまったことについてお詫びいたします。16日に発送しましたが、昨今の郵便事情もあり到達が遅れてしまいました。今回の説明会についてのご意見・ご質問については、県の解答と合わせて取りまとめ、ウェブサイトへの掲載やマリーナへの備え付けの形で公表します。また、説明会以外でも質問を受け付け、全てにご回答したいと考えています。
2	今回の内容は最終決定か。	今回の改正内容を含む沖縄県港湾管理条例の改正案を2月に開会予定の沖縄県議会に提出したいと考えています。
3	値上げ幅が余りに急である。もう少しならかなカーブにできなかったのか。	過去24年間見直しできなかったこと、包括外部監査から独立採算制を確保するよう指摘があったことを踏まえると、今回の見直しをせざるを得ません。せめて2段階の見直しとすることで、負担を緩和したいと考えています。
4	今回の説明会を知らなかった利用者の使用料は、勝手に上がることになるのか。	今回の説明会に限らず、今後のお問い合わせについてもきちんと説明をいたします。
5	他県のマリーナを実際に視察したことがあるのか。	本日の説明者は視察しておりませんが、過去には担当者が他県マリーナを視察しており、その報告書等を組織で共有しています。
6	例に挙げる夢の島マリーナや新西宮マリーナは、オーナー専用のクラブハウスがあり、シャワーブースも10あってオーナーは無料など、宜野湾港マリーナとは全く違う。使用料を比較するのは筋違いではないか。	当該マリーナと同等であるとの趣旨ではありません。今後他県のマリーナと肩を並べることができるような施設を目指し、今回の見直しをさせていただきたいと考えています。
7	沖縄県民の所得水準は全国に比べて低い。同程度の高知県のマリーナの使用料はこんなに高くない。高知県程度にすべきではないか。	特別会計の独立採算制を確保するためには、どうしてもこの水準にすることが必要だと考えています。

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
8	電気・水道料金を係留料に含めることは構わないが、現状、パワーポストの数が少なくて必要なときに使用できない。パワーポストを整備してから値上げすべきではないか。	現在パワーポストは更新・増設工事を実施中です。R9年度までには工事完了予定です。 一般会計繰入金に頼る現状だと、施設の適切な修繕・改善自体が困難な状況です。施設を改善するための使用料見直しであることをご理解いただきますようお願いします。
9	今回の使用料見直しによって利益が生じるのではないか。	あくまで独立採算制を確保し、使用料収入の増加で一般会計繰入れを行うことなしにマリーナの運営を可能にするためのものです。見直しの結果、支出を上回る収入は、施設の修繕・改善に充てることを見込んでいます。
10	R6収支をみると、約2,400万円を赤字であるが、当該赤字を解消するために今回の値上げ幅が必要となるのか。	令和6年度の収支は、1億円余りの一般会計繰入金を充当した上で、なお約2,400万円の収入不足となっています。独立採算性を確保するためには、合計約1億2,400万円の増収が必要であり、今回の見直しが必要だと考えています。
11	公共マリーナであることを鑑みて、沖縄県民割を適用すべきではないか。	包括外部監査から早期に独立採算制を確保するよう指摘があったこともあり、早急な使用料の見直しが必要です。県民の使用料を割引く等の措置については、収支の安定後にその可否について検討したいと考えています。
12	今回の見直しにより、どれ位使用料収入が増加するのか。	今回の見直しにより約1億5千万円の増加を見込んでおり、当該増加分により、一般会計繰入れを不要にするほか、さらにマリーナ施設の整備を行っていきたいと考えております。
13	過去の整備費用を現在の利用者が負担するのは不公平である。	整備費用に充てた借入分については、受益者間の公平な負担を図るため、施設の耐用年数を踏まえて償還しています。過去の利用の分は過去に償還がなされており、現在の利用者が過去の利用者の分も負担するという形にはなりません。

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
14	観光客、アクティビティ業者からも使用料を徴収すべき。	主なマリーナ利用者は船のオーナーであると考えており、現時点で観光客等から使用料を徴収する予定はありません。なお、アクティビティ利用者等も駐車場、シャワー等の施設については使用料を負担していると考えています。
15	現指定管理者はマリーナ清掃、ゴミ処理等頑張っているが、これだけゴミが増えたのは前指定管理者及び指名した県の責任である。	マリーナの放置艇の処分については、引き続き現指定管理者と連携して取り組んでまいります。
16	今回の説明会資料は公的な資料なのか。	本県ウェブサイトでも公開している公的な資料です。
17	現指定管理者の管理面積は把握しているか。	把握しています。
18	今回の使用料には緑地の整備費用も含まれているのか。	含まれていません。
19	指定管理者が自主事業で得た利益について、利用者に還元する仕組みはあるか。	指定管理に活用するという意味では、還元されていると考えています。
20	指定管理者が新しい事業を開始する場合、県の承認が必要か。	必要です。
21	指定管理料に施設の維持管理費用は含まれているか。	含まれています。修繕等の規模によっては、県が負担するケースもあります。
22	指定管理者の収支報告書は毎年提出されているか。	提出されています。
23	マリーナの利用者数の推移を把握しているか。	アクティビティ利用者等も含めた正確な人数は把握していません。
24	マリーナは公共施設として設立されたという認識で間違いはないか。	そのとおりです。
25	県が収入を利用者に還元する仕組みを検討したことはあるか。	利用者には還元されていると考えています。
26	指定管理に係る契約書は存在しているか。	毎年県と指定管理者で協定書を締結しています。
27	マリーナ設立当初の趣旨が記載されている資料を開示してほしい。	マリーナ設立当時の趣旨等については、別添資料1のとおりです。
28	放置艇の利用者から使用料徴収しているのか。	当該船舶はバースから引き揚げて、他の利用者が活用できるよう措置しています。当該船舶の配置場所は陸置スペースではない箇所であり使用料は発生しません。
29	放置艇について強制執行できないのか。	そのような形を取って使用料に充当することができるか今後検討していきたいと考えています。なお、放置車両については指定管理者が昨年度35台を処分しています。

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
30	パワーポストにメーターを付けてほしいと以前から要望しているが反映されていない。	給水・給電料金については、与那原マリーナと同様に係留料と合わせて付帯施設使用料とする形に統一したいと考えています。
31	値上げについてはトップダウンではなく、利用者の多数決で決めさせてほしい。	独立採算制を確保し、収支改善を図るために今回の見直しが必要であると考えていますので、ご理解の程よろしくお願いします。

【与那原マリーナ】

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
1	説明会の通知が直前にしか来なかったのはなぜか。	通知が直前になってしまったことについてお詫びいたします。16日に発送しましたが、昨今の郵便事情もあり到達が遅れてしまいました。今回の説明会についてのご意見・ご質問については、県の解答と合わせて取りまとめ、ウェブサイトへの掲載やマリーナへの備え付けの形で公表します。また、説明会以外でも質問を受け付け、全てにご回答したいと考えています。
2	今回の内容は最終決定か。	今回の改正内容を含む沖縄県港湾管理条例の改正案を2月に開会予定の沖縄県議会に提出したいと考えています。
3	他県のマリーナを実際に視察したことがあるのか。	本日の説明者は視察しておりませんが、過去には担当者が他県マリーナを視察しており、その報告書等を組織で共有しています。
4	例に挙げる夢の島マリーナや新西宮マリーナは、オーナー専用のクラブハウスがあり、シャワーブースも10あってオーナーは無料など、与那原マリーナとは全く違う。使用料を比較するのは筋違いではないか。	当該マリーナと同等であるとの趣旨ではありません。今後他県のマリーナと肩を並べることができるような施設を目指し、今回の見直しをさせていただきたいと考えています。
5	公共マリーナであることを鑑みて、沖縄県民割を適用すべきではないか。	包括外部監査から早期に独立採算制を確保するよう指摘があったこともあり、早急な使用料の見直しが必要です。県民の使用料を割り引く等の措置については、収支の安定後にその可否について検討したいと考えています。

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
6	値上げについてはトップダウンではなく、利用者の多数決で決めさせてほしい。	独立採算制を確保し、収支改善を図るために今回の見直しが必要であると考えていますので、ご理解の程よろしく申し上げます。
7	物価上昇率より値上げ率の方が大きいのではないか。	物価上昇による建築資材の高騰に加えて、一般会計繰入金及び他事業繰入金を充当しなくても運営できるよう今回の見直しを行うものであります。
8	夢の島マリーナでは、オーナーは駐車場、シャワーが無料である。説明資料ではその点を踏まえた記載をすべきではないか。	当該マリーナと比較して及ばない部分があることは理解しています。現在は修繕対応に追われている状況ですが、今後収支が改善するれば施設のアップグレード等利用者の皆様のニーズに応えることができるよう努めていきたいと考えています。
9	これまで台風で壊れた箇所が修繕されていない。値上げするなら当該箇所を修繕してからすべきだ。	施設の修繕は優先順位をつけて行っており、R6年度は出入港管理システム、クレーンの修繕を行っています。クリート等の修繕が遅れていることについては申し訳なく思っています。 しかしながら、一般会計繰入金及び他事業繰入金に頼る現状だと、施設整備後に値上げすることが困難である状況です。施設を改善するための使用料見直しであることをご理解いただきますようお願いいたします。
10	台風により船が何艇沈んだのか、何故沈んだのか理解しているのか。	指定管理者からは、令和5年度の台風では海上係留の3艇が沈没し、陸置の1艇の船台が破損し、倒れた他の船に寄りかかって破損したケースがあったと報告を受けています。
11	施設の不具合により人的、物的損害を受けた際は、補償してもらえるのか。	県の管理責任がある場合は、補償する必要があると考えています。
12	夜は暗くて見えない状況なので改善してほしい。	令和6年度中にポスト照明取替工事を実施します。
13	請求書に附帯施設使用料が含まれていない。	請求額には附帯施設使用料及び消費税も含まれています。
14	船溜まりについて有効活用できないのか。	船溜まりは一般会計で運営されており、利用者の皆様の使用料は充当されていません。

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
15	陸置スペースについて宜野湾港マリーナと比較して余裕があると思う。当該使用料をしっかりと使用料した上で値上げすべきではないか。	県が当初想定したスペースと実際の船の大きさが異なっており有効活用できていない箇所もあることから、現在指定管理者が整理しているところです。
16	施設修繕のための予算はきちんと措置されているのか。	令和6年度は1,000万円を計上しており、同年度中に出入港管理システム、クレーン修繕を行っています。令和7年度は増額を予定しており、指定管理者と連携して必要箇所に修繕に努めていきたいと考えております。
17	いつ議会に提出するのか。	2月議会への提出を予定しています。
18	今後説明会を実施する場合はもっと早く通知すべきである。	今後実施する際は遅くとも2週間前には通知するように努めます。
19	値上げに伴い施設修繕に充てられる費用はどれくらい増加する予定か。	※後日資料を掲載します。
20	今回まとめて2段階の値上げ案を議会へ提出する予定なのか。1段階目のみ提出して、2段階目については今後の検討事項にできないか。	今回まとめて2段階の見直し案を提出する予定です。
21	出入港管理システムを修繕したというが、当該機能はほとんど使用しない。クリート等の箇所に優先的に充てるべきだ。	出入港届は、法律及び条例でその提出が義務づけられており、システムはその届出を簡便にするためのものですので、システムの必要性についてご理解ください。 修繕箇所については、指定管理者と連携の上で利用者の意見を反映できるよう努めてまいります。

【メール・ファックス等でいただいたご質問・ご意見】

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
1	宜野湾港マリーナは1艇→1区画の意味が分からないので説明してほしい。私はモノハル1艇を係留していますが1区画料金の1/2が料金となるのか。	1区画とは、通常のモノハルが係留するスペースを指します。カタマランについては2区画を使用するものとして2区画の使用料となります。モノハルについては1区画分の使用料です。

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
2	公共マリーナであることを鑑みて、沖縄県民割を適用すべきではないか。	包括外部監査から早期に独立採算制を確保するよう指摘があったこともあり、早急な使用料の見直しが必要です。県民の使用料を割引く等の措置については、収支の安定後にその可否について検討したいと考えています。
3	夢の島マリーナは首都圏立地、新西宮マリーナは共用施設が立派なのに改定案より安価ではないか。	当該マリーナと同等であるとの趣旨ではありません。今後他県のマリーナと肩を並べることができるような施設を目指し、今回の見直しをしていきたいと考えています。
4	なぜこのような重要な事項の説明会の通知が、直前になったのか。	通知が直前になってしまったことについてお詫びいたします。16日に発送しましたが、昨今の郵便事情もあり到達が遅れてしまいました。今回の説明会についてのご意見・ご質問については、県の解答と合わせて取りまとめ、ウェブサイトへの掲載やマリーナへの備え付けの形で公表します。また、説明会以外でも質問を受け付け、全てにご回答したいと考えています。
5	過去からの赤字が現在の利用者に不当に課せられているという疑問を持つ利用者も多い。赤字というが、内容を見ると管理費や工事費より過去の借入金の返済が多い。なぜ長期間にわたり赤字が続いていたのか。	マリーナを運営する特別会計については、一般会計繰入金を受入れをやむを得ないものとしながら運営を行ってきました。しかし、包括外部監査の指摘にあるように、一般会計繰入れを続けることは難しいという考えから、一般会計繰入れなしでの運営をするため、今回の使用料見直しに至ったものです。
6	宜野湾港マリーナについて、平成13年からではなくマリーナ創設時からのデータを示してほしい。	過去の宜野湾港整備事業特別会計及び中城湾港マリン・タウン特別会計の決算資料について、本ウェブサイトにて公開します。
7	マリーナ使用料の増加以外に手段はないのか。これまでに収入増加、支出削減の努力はされてきたのか。また、なぜ平成13年から少しずつ使用料を増加させるということを行ってこなかったのか。	マリーナの運営において収入の大半を占めるのはマリーナ使用料であり、それ以外の収入増加策には限界があります。また、支出については、平成18年度の指定管理者制度導入等を通じて、効率的な支出に努めてきています。

No.	ご意見・ご質問の内容	回答
8	値上げをしなければならないのであれば、せめて値上げ幅をなだらかにすることはできないのか。	過去24年間見直しできなかったこと、包括外部監査から独立採算制を確保するよう指摘があったことを踏まえると、今回の見直しをせざるを得ません。せめて2段階の見直しとすることで、負担を緩和したいと考えています。
9	契約更新ができないと判断する人も出てくると思うが、更新できないために船を売却したい場合にも、宜野湾マリーナでは使用契約の名義変更ができない。使用契約の名義変更を可能にできないか。	マリーナは、最長1年を限度として使用許可が行われているもので、現在の利用者が引き続き使用する場合に継続して使用許可を行っているものです。 この趣旨を踏まえると、船舶所有者が変更になった場合に引き続き使用許可を行うことは、新たに使用許可を待っている者との公平性などを考えると困難だと考えています。 船の売却を希望する方のサポートについて、指定管理者とも連携して可能かどうか検討します。
11	マリーナの過去全ての決算資料を公開してほしい。	別添資料2（宜野湾港マリーナ）、別添資料3（与那原マリーナ）のとおりです。